

# 第 17 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 4 年 11 月 7 日 (月) 15 時 00 分～15 時 45 分
2. 場所 黒部市役所 2 階 201, 202 会議室
3. 出席委員 12 名  
農業委員 12 名  
2 番 山本 隆淑      3 番 山本 隆      4 番 高村 茂良      5 番 橋本 喜洋  
6 番 能澤 喬之      7 番 岩井 竹志      8 番 船屋 裕子      9 番 大坪 敏郎  
10 番 宮崎 誠一      11 番 松岡 高生      12 番 中島 淨      14 番 中坂 稔
4. 欠席委員 2 名  
1 番 中野 貴代美、13 番 佐々木 智
5. 農業委員会事務局 3 名  
事務局長 平野 孝英  
主 任 中陳 栄  
主 任 紙谷 泰史
6. 議事 (1) 議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について  
(2) 議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について  
(3) 議案第 61 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について  
(4) 議案第 62 号 令和 4 年度黒部市農地利用集積計画の決定について

## 7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第 17 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。

会 長：本日の総会の議事録署名委員を私の方から指名します。能澤喬之委員、宮崎誠一委員の両委員を指名します。本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。中野貴代美委員、佐々木智委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは議事に入ります。議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第59号

事務局：議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、6件ございます。3ページをご覧ください。

〈1番〉 大布施地区 堀切新字法心坪〇〇番〇外1筆 地目：田 現況：畑の2筆355㎡について。

譲受人 下新川郡入善町下飯野新 〇〇さんへ、譲渡人 黒部市三日市 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は居宅敷地です。

申請地は、昭和47年に譲渡人の父が宅地用地として農地法第5条の転用許可を受け、所有となりました。しかし、自宅を建築する機会がなく、以降は畑として利用しておりましたが、平成26年に他界し、現在の譲渡人に相続しましたが、既に別で宅地があるため申請地に新たに建築する予定もなく、毎年草刈りのみの管理を行っていました。今回、譲受人から宅地用地として申請地を使いたいと合意に至ったため申請となりました。

申請地は譲受人が購入し、その次男が自宅として新築する予定です。

なお、先ほどの説明のとおり、本申請は過去に転用許可を受けた案件ではありますが、譲受人が転用計画を実行せず（農地のまま）亡くなった場合、過去の許可効力は相続されず消滅するため、転用事業をする場合は新たに転用申請が必要となります。

〈2番〉 前沢地区 前沢字北〇〇番〇 地目：田 現況：田の1筆357㎡について。

譲受人 魚津市村木町 〇〇さん 外1名 へ、譲渡人 黒部市前沢 〇〇さん からの所有権移転であり、転用目的は店舗併用住宅敷地です。

譲受人は、魚津市の借家にて妻と子1人で暮らしており、先日2人目も生まれて4人で暮らしております。夫婦共働きであるため、今後の子育てや、住んでいる借家の老朽化、妻が美容師をしており独立して開業をしたいということもあり、店舗併用住宅の検討を進めておりました。子育てのことも考え、家事などの協力を得られる妻の実家周辺で土地を探しておりましたが、適した場所がないため、妻の実家横にある妻の母が所有する農地を転用して建築する計画となったため今回申請されました。

申請地には2階建ての木造住宅を建築する計画で、6帖ほどの美容室を1階に併設する予定です。

〈3番〉 荻生地区 荻生字大本〇〇番〇 外4筆 地目：田 現況：田の5筆1,699㎡について

譲受人 富山市新庄本町〇〇番〇号 〇〇さんへ、譲渡人 黒部市立野 〇〇さん 外1名からの所有権移転であり、転用目的は駐車場用地です。

譲受人は不動産業を行っており、今回隣接する店舗の改築改修工事にあたり、既存駐車場用地が減少することとなるため、店舗近接の土地を駐車場として賃借したいことから、譲渡人とも土地の活用について同意を得ることができ、今回申請となりました。

申請地には、隣接の宅地部分も含め約90台分の駐車場と乗入口などを整備する予定です。

〈4番〉 石田地区 立野〇〇番〇 外2筆 地目：田 現況：田の3筆2,564㎡について。

譲受人 富山市新庄本町〇〇番〇号 〇〇さんへ、譲渡人 黒部市堀切〇〇番地 〇〇さん 外2名からの所有権移転であり、転用目的は貸店舗用地です。

譲受人は不動産業を行っており、今回、商業施設近接地での出店要望があり、地権者と合意となったことから、譲受人のテナントを建築し出店する計画のため申請されま

した。

申請地には店舗と駐車場28台、隣接の店舗からも通路口を確保し、店舗駐車場20台分も併用して活用する計画となっております。

〈5番〉 石田地区 立野〇〇番〇 外6筆、地目：田 現況：田の7筆5,405㎡について。  
譲受人 富山市新庄本町〇〇番〇号 〇〇さんへ、譲渡人 富山市婦中町下轡田〇〇番地〇 〇〇さん外7名からの所有権移転であり、転用目的は注文住宅建築用地です。農振除外からの案件です。  
譲受人は不動産業を行っており、申請地周辺には商業施設、道の駅があり、現在は温浴施設も工事中です。また国道8号バイパスなどのアクセスもよく、市内外の若い世代から要望が多くある地域であり、地権者の同意を得て申請となりました。  
申請地には22区画と調整池、団地内道路を整備する予定です。なお全体計画が3,000㎡超え案件のため、県農業会議常設審議委員会に諮る案件であります。

〈6番〉 田家地区 田家新〇〇番 地目：田 現況：田の552㎡について。  
譲受人 黒部市三日市〇〇番地 〇〇さんへ 譲渡人 黒部市田家新〇〇番地 〇〇さん からの所有権移転であり、転用目的は駐車場です。  
隣接する田家公民館、駐車場敷地において、災害時に避難収容室、また平常時には多用途に活用可能な軽運動室を整備する計画としており、今年度、その基本構想の調査費を予算計上しております。  
今後、駐車場が不足することから、その代替地として、新たな駐車場敷地とするものであります。  
なお今回の申請地について、地役権（送電のために電線の支持物の設置を除く電線路の施設をすること等）設定がされており、同意書が出ております。

以上、計6件 19筆 10,932㎡です。議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある両面の資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番の案件について前沢地区の委員の意見を求めます。

地区委員：異議なし。

会 長：次に、3番の案件について荻生地区の委員の意見を求めます。

地区委員：異議なし。

会 長：次に、4番、5番の案件について石田地区の委員の意見を求めます。

地区委員：異議なし。

会 長：次に、6番の案件について田家地区の委員の意見を求めます。

地区委員：異議なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第59号農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。続きまして、議案第60号

農地法第4条第1項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について審議いたします。事務局より説明願います。

◎議案第60号

事務局：議案第60号 農地法第4条第1項の許可に係る事業計画変更申請ですが、1件ございます。6ページをご覧ください。

- 〈1番〉 石田地区 堀切〇〇番〇 地目：田、現況：雑種地の657㎡について。  
申請者 黒部市生地神区〇〇番地〇 〇〇さん で、転用目的を一般住宅敷地から貸資材置場に変更したい為申請されました。  
申請者は令和4年4月28日に一般住宅敷地として許可を受けました。しかし、同居予定だった家族の勤務状況の変化などもあり、黒部市内での同居ができなくなったことから話し合った結果、申請地での住宅建築を断念し、既存の家屋をリフォームして住むこととしました。  
今回、〇〇が周辺で資材置場を探していたことから、貸し出すため合意に至り変更申請が提出されました。現在、〇〇に資材置場がなく、都度賃借していましたが、今後の業務拡大もあり、継続的に資材置場として利用することとなりました。

以上、1件 1筆 657㎡です。

会長：それでは、議案第60号農地法第4条第1項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について審議を行います。1番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。  
地区委員：意見なし。

会長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。  
各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第60号 農地法第4条第1項の許可に係る別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。続きまして、議案第61号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議いたします。  
事務局より説明願います。

◎議案第61号

事務局：議案第61号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について説明いたします。7ページご覧ください。今回審議していただく非農地案件は5件であります。すべて富山県、新川森林組合、黒部市農林整備課が進める里山再生整備事業に関連する案件となっております。この里山再生整備事業とは、放置され荒廃した森林環境を整備することで、クマ、サル、イノシシ等の鳥獣との生活圏の棲み分けを図り、災害の防止や良好な景観、伐採木の利活用を行う事業となっております。  
それでは、事業地区別にご説明させていただきます。

★前沢地区里山再生整備事業

まず、1件目についてです。この案件は、前沢地区里山再生整備事業にかかる案件です。

前沢地区 宮野一つ谷〇〇番 地目：田 現況：山林 申出人は〇〇さんです。  
位置図並びに、航空写真を添付資料7-1としてありますので併せてご確認ください。  
該当の土地について、資料の昭和23年航空写真にもありますとおり、田として活用さ

れておりました。その後、昭和30年代後半から宮野山運動公園への開発・整備が進むにつれ周辺が黒部市に買収され公園として変化してゆくなか、田のまま残っており、耕作を止めたことによって現況は森林の様相を呈し、農地として再生することは極めて難しい状況となっております。

この里山事業により宮野運動公園や納骨堂の南側一帯約600mほどの斜面の低層木の枝打ち・伐採を行い、今後5年間は前沢地区振興会やボランティアが中心となり雑草の刈払いを行う予定となっております。

#### ★本野地区里山再生整備事業

つぎに、2件目～5件目についてです。この案件は、本野地区里山再生整備事業にかかる案件です。

前沢地区 中山北大平〇〇番外5筆 地目：田及び畑 現況：山林 申出人は、〇〇さん外3名です。

位置図並びに、航空写真を添付資料7ー2としてありますので併せてご確認ください。該当の土地については、起伏が激しい本野・中山地区のなかで「谷」のような地形であることから、耕作の条件が悪く雑木林化と竹林化が進んだとのこと。管理の行き届かない所から、イノシシが田に侵入し稲を倒し、獣の臭いを残すことによる獣害が拡大しているとのこと。また、急斜面であることから崖崩れなどが心配され、環境の改善が喫緊の課題となっております。里山事業により、谷沿いの約700mほどの森林整備を行い、5年間は本野町内会で下草の刈払いを行う予定となっております。県、森林組合、市農林整備課の里山事業は、農業委員会の非農地判断が必要なことから今回、申請がありました。現場、確認したところ、申請のとおり雑木林・竹林がうっそうと生い茂っており、倒木もそのまま放置されているような所であったことを申し添えます。

事務局からは以上です。

会 長：それでは、事務局から説明があった「農地」に該当するか否かの判断について、現地確認をされました地区委員の意見を求めます。

地区委員：異議なし。

会 長：関係委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第61号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について当委員会は該当しないとの判断をいたします。

続きまして、議案第62号 令和4年度黒部市農用地利用集積計画について審議いたします。事務局から説明願います。

#### ◎議案第62号

事 務 局：9ページ目をご覧ください。今回提出させていただきますのは、令和4年9月21日から令和4年10月20日までに受付しました利用権設定についてであります。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規6年未満31,634㎡、新規6年以上12,222㎡、再設定6年未満が0㎡、再設定6年以上が0㎡でございます。

12ページ目をご覧ください。地区別の利用権設定一覧表でございます。

大布施地区	3件	31,634㎡
-------	----	---------

三日市地区	1 件	601 m <sup>2</sup>
若栗地区	1 件	10,405 m <sup>2</sup>
愛本地区	1 件	1,216 m <sup>2</sup>

総件数は6件で、利用権設定面積は43,856 m<sup>2</sup>となっております。

13 ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表でございます。今回は

前沢地区	1 件	357 m <sup>2</sup>
------	-----	--------------------

総件数は1件で、解約面積合計は357 m<sup>2</sup>となっております。

14 ページ目をご覧ください。

今回の利用権設定率ですが、合計面積1,093万824 m<sup>2</sup>を2,517万1,022 m<sup>2</sup>で割りますと、43.4%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積206万1,353 m<sup>2</sup>を2,517万1,022 m<sup>2</sup>で割りますと、設定率8.2%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、15 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上でございます。

会 長：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。  
何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第62号 令和4年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。  
(15時45分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_

議事録署名委員

6 番

\_\_\_\_\_

10 番

\_\_\_\_\_